

# 平成 20 年度 第 2 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 会議概要報告書

日時：平成 21 年 1 月 6 日（火）

午前 10 時～12 時

会場：市役所全員協議会室

## 次 第

開会

- 1．次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について
- 2．次世代育成支援対策に関連した情報について
- 3．その他

## 配付資料

- 資料 1．「鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施について  
資料 2．鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査（就学前児童用）（案）  
資料 3．鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査（就学児童用）（案）  
資料 4．鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査（案）  
資料 5．ニーズ調査票（案）設問対比表  
資料 6．次世代育成きらきらプラン後期計画策定に伴うニーズ調査等日程表  
資料 7．後期行動計画策定のポイント  
資料 8．児童福祉法等の一部を改正する法律について  
資料 9．児童福祉法等の一部を改正する法律案概要  
参考資料．前回ニーズ調査票

## 出席者（敬称略）

- |      |                              |
|------|------------------------------|
| 委員長  | 松原 康雄（明治学院大学 教授）             |
| 副委員長 | 新保 幸男（神奈川県立保健福祉大学 教授）        |
| 委員   | 大島 智（鎌倉商工会議所 青年部会長）          |
|      | 小川 研一（鎌倉市社会福祉協議会 常務理事）       |
|      | 渡部 俊子（鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部保健福祉課長） |
|      | 平野 佳世子（かまくら子育て支援グループ懇談会 代表）  |
|      | 宮内 淑江（鎌倉市手をつなぐ育成会 会長）        |
|      | 富田 英雄（鎌倉市保育会 会長）             |
|      | 米須 杏子（鎌倉市保育園保護者連絡会 副会長）      |
|      | 石井 秀卓（鎌倉私立幼稚園協会 振興部長）        |
|      | 東山 恭子（鎌倉私立幼稚園父母の会連合会 委員）     |
|      | 兵藤 嘉子（鎌倉市立小学校長会 鎌倉市立第二小学校校長） |
|      | 小坂 泰子（鎌倉市青少年指導員連絡協議会 副会長）    |
|      | 岡田 智佳子（市民公募委員）               |
|      | 鈴木 綾子（市民公募委員）                |

## 欠席者（敬称略）

兵藤 忠洋（鎌倉青年会議所 理事）

尾島 珠世（鎌倉市民生委員児童委員協議会 主任児童委員）

金澤 真理（鎌倉市PTA連絡協議会 副会長）

## 庁内推進委員会委員

小村こども部長、安部こどもみらい課長、宮崎文化推進課長、田中人権・男女共同参画課長、  
奈須保育課長、鷲塚こども相談課長、黒岩こども施設担当担当課長、山本福祉政策課長、  
茶木障害者福祉課長、鈴木障害者福祉課課長代理、安田障害者福祉課課長代理、  
岡部市民健康課長、磯崎保険年金課長、米木公園海浜課長、飯尾教育指導課長、  
糸教育センター所長、相川スポーツ課長

欠席：北村安全安心推進課長、松平教育センター所長代理、島崎生涯学習課長、  
鈴木生涯学習課長代理、山田青少年課長

## 次第１．次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について

委員長・・・ 平成 20 年度の第 2 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会を始める。

明けましておめでとうございます。年明け早々お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。  
ありがとうございます。

今日は議論することも資料も多い。次第に沿って進めていくが、まず事務局から資料の確認をお願いします。

事務局・・・ 鎌倉青年会議所の兵藤委員、それから尾島委員、金澤委員から欠席の連絡をいただいている。

< 資料の確認 >

委員長・・・ 今日はこの次第で、ニーズ調査についてまとめていくのが大きな課題になっている。事務局の方から説明をお願いしたい。

事務局・・・ 最初に、このニーズ調査を実施する理由は、現在の鎌倉市次世代育成きらきらプランは次世代育成支援対策推進法に基づく「市の行動計画」として策定されており、その計画期間も同法により平成 21 年度までとなっている。このため平成 21 年度中にその先 5 か年分の「後期行動計画」を策定しなければならない。

そしてその「後期行動計画」には潜在的な需要を踏まえたサービス必要量を把握した上で「評価指標」というものを設定する必要がある、とされている。

このサービス必要量の把握のために実施するのが、今回のニーズ調査である。ただこの「後期行動計画」の策定について、国から策定指針が示される予定だが、まだその概要だけが示されている状況である。

資料 7 「後期行動計画策定のポイント」は厚生労働省の資料で、1 ページ目に「前期計画からの変動要素」として 5 点掲げられている。前期計画というのは今推進して

いる平成21年度までのきらきらプランのことである。

次に2ページ目の上段では「行動計画策定に向けた関連する動き」として、ここにも5つ掲げられており、この中の下から2番目、児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正については、別途「資料8」と「9」を用意している。そして、このページの下段から資料の最後までが「後期行動計画策定に向けて考慮してほしい点」として挙げられたものである。

まず一点目は「潜在的な需要を踏まえたサービスの必要量の把握」である。この2ページ目の下段では定量的目標の設定方法として、特に「今後の女性の就業率の高まりに応じた潜在需要」に対応した目標値の設定を掲げ、具体的には の潜在的ニーズの把握として4項目を列挙している。

そして では今後の就労希望を踏まえた家族類型ごとの家庭数を把握し、家族類型ごとに潜在需要量を推定するとしている。

3ページ目の上段ではニーズ調査実施のポイントとして、全国共通で把握することが望ましい調査項目・内容・手法については全国会議で情報提供すること、各自治体における地域ごとの独自把握内容を検討すること、そのうち市レベルでの把握が難しい、なじみにくいものについては県レベルで把握すること、調査の設計段階から地域の子育て当事者、子育て支援関係者等の参画を求めるなど多様な主体による参画・協働を推進すること、更にニーズ調査とは別にグループインタビュー等を活用した地域住民の具体的な需要を把握すること、を掲げている。

その下の段には参考として考えられるニーズ調査項目が示されており、ここに例示されているうち、1.基本属性の(2)の長子・末子の年齢という項目、この1項目だけが今回の鎌倉市の調査票に入っていないが、それ以外の項目は全て今回の案に入っている。

次の4ページ目の上段では利用者の視点に立った業績指標を設定し、PDCA サイクルの実効性を高めるためのポイントとして、評価対象を個別の事業だけではなく、この個別事業を束ねた施策レベルや、計画全体まで拡大し、これらについても評価指標を設定することとしている。

そして施策レベルや計画レベルの評価指標としては、住民の意識調査や統計データ等による施策の達成度を設定する方法があるとしている。4ページ目の下段では、評価や指標設定に関する留意点を列挙している。

資料7の説明は以上で、これらのポイントを踏まえて鎌倉市としても後期行動計画を策定していかなければいけないが、その計画内容の詳細については、まだ国の策定方針が示されていないため、今後詰めていくことになる。

このような中、神奈川県では前期の行動計画策定時と同様に、今回についてもニーズ調査に関する「神奈川県の共通項目」を示している。鎌倉市としても、今年の8月には特定事業にかかる目標事業量を定めて、国に報告する必要があることを踏まえると、これ以上国の指針を待っていることができないと判断し、県が示した共通項目にのっとりニーズ調査の内容を検討した。

もちろん今現在のきらきらプランの策定時にも同様なニーズ調査を実施している

ので、今回の調査項目との整合についても検討し、5年間の変化が把握できることを確認している。

ニーズ調査の概要については資料1にあるように、調査総数は4,000件と想定し、地域別かつ年齢別に住民基本台帳から抽出していく。なお昨年の9月末で、0歳から5歳までの市民は約8,100人、6歳から11歳までが約8,600人となっている。

今回は就学前児童と就学児童をそれぞれ1,700件から1,800件として、市単独で行う25歳から40歳の世帯をその残りとする予定である。

実施方法は、委託業者を入札によって選定する予定で、調査の時期は、2月下旬に発送し、3週間程度で回収する予定で、その間には礼状を兼ねた回答を催促する文書を送付する予定である。

また、年度内に集計・分析まで行う必要があることから、郵送方式のみで回収する予定としている。参考までに経営企画課で実施している市民意識調査も郵送方式で、2,000件について53.6%の有効回答、また昨年実施した青少年課の意識調査も3,000件について42.9%の回答率だったと聞いている。

次に資料5だが、1枚目の裏表が就学前児童用のもの、2枚目の裏表が就学児童用のもの、3枚目が25歳から40歳の世帯用の調査票の比較表で、1枚目と2枚目は、一番左の列が今回の鎌倉市の調査項目の番号、その次の列が神奈川県が示している共通項目の番号、中央の幅が広い部分が今回の鎌倉市の設問内容となっている。

さらに右から2列目は設問の追加や設問番号の変更を示している。先ほどの説明の中で、国の策定方針が遅れていると言ったが、ニーズ調査に関する国のモデル項目は示されている。この資料の右から2列目に(県)と表示しているのは県が共通項目として国のモデル項目に加えた変更内容を表している。鎌倉市は県の共通項目を基本的に採択しているので、その結果、鎌倉市も同様の内容になっている。また、この欄に(市)とあるのは鎌倉市が県の共通項目に対して加えた変更の内容である。

そして一番右の列は前回の鎌倉市の調査項目との比較で、今回新たに追加した設問には新規、逆に前回はあって今回はないという設問には削除など表示している。また一番左の鎌倉市の調査票の設問番号の部分に斜線があるものは国のモデル項目にある内容を県や市が変更して別の設問に含めてしまったものや、今回の調査票には入っていないけれども前回の鎌倉市の調査票にあった設問内容を示している。この資料の3枚目は鎌倉市独自調査なので国や県との項目の比較はなく、前回の40歳代50歳代以上の調査票との比較となっている。

それでは、資料2が就学前児童用で、ほとんどが県の共通項目に準拠して作っている。F1からF7-1が家族類型の設問、F7-2からF9-4までは母親の就労希望や世帯での育児休業制度の利用状況等の設問である。この間で県の共通項目以外に鎌倉市が設定した項目としては、F3-1の回答の選択肢に「3.両親で分担」という項目を加えたこと、さらにF9-2の回答の選択肢に「育児休業期間を調整したので保育サービスを利用できた」という項目を加えたこと、それからF9-3とF9-4、この設問自体を新しく設定したことの4点である。

続いてQ1-1からQ3-2までが子育ての考え方についての設問で、県の共通項

目以外の部分としては Q3 - 2 の回答の選択肢に「13 . 保育サービスが充実していないから」と追加したことだけである。

Q4 から Q7 までが日常の育児に関する設問で、この間には県共通項目以外の項目を追加した部分はない。Q8 - 1 から Q13 までが子どもの教育や保育サービスの利用の有無、その頻度や理由に関する設問となっている。

ここでの県共通項目以外の部分は、Q3 の回答で から を選ばれた方に対してその右側でサービスを利用しなかった日数を聞いている部分、それから Q10 - 1 から Q11 まで、具体的にはベビーシッターやファミリーサポートセンター、つどいの広場や子育て支援センターに関するそれぞれ設問の中で利用していない理由を聞いている部分、さらに Q12 の一時的な託児が必要だった場合の具体的な対処方法とその日数を聞いている部分である。

次に Q14 - 1 とその 2 は表 1 に掲げる各種の保育等のサービスについての潜在需要に関する設問となっており、県共通項目以外は Q14 - 2 で回答できるサービスを県の標準の 3 つまでから 5 つまでに増やしたことで、表 1 のサービスでの列記を、鎌倉市の調査票の 2 ページ目の言葉の定義に合わせて表現したこと、それから表 2 の利用したい理由に「7 . 私用リフレッシュ目的」と「8 . 冠婚葬祭」を追加したことである。

最後に、Q15 以降は次世代育成支援のあり方についての設問で県共通項目以外の項目はない。以上が資料 2 の説明である。

続いて資料 3 は就学児童用の調査票で、F1 から F7 - 3 までが、家族類型や母親の就労希望についての設問で、先程の就学前児童用と全く同じである。県共通項目以外の部分も F3 - 1 の設問に「3 . 両親で分担」という項目を加えた点だけである。

Q1 - 1 から Q3 - 2 までが子育てについての考え方の設問で、県共通項目以外の部分は Q3 - 2 の回答の選択肢に「13 . 子どもを日常的もしくは一時的に預かってくれるサービスが充実していないから」という項目を追加したところである。

次の Q4 - 1 から Q9 までが子どもの日常生活や育児等についての設問で、県共通項目以外の部分は、Q7 - 1 の設問自体を新設したこと。次に Q10 - 1 から Q10 - 4 までが、子どもを預けるサービスについての設問で、県の共通項目以外の部分は、Q10 - 1 の一時的な託児が必要だった場合の具体的な対処方法とその日数について尋ねる部分である。

また先程の就学前児童用では様々なサービスについての今後の利用希望を一括して聞く設問が Q14 として設定されていたが、就学児童用ではその設問が用意されなく、これらの需要についての設問は市の自由選択とされている。

このため、これ以降の設問ではそれぞれの設問ごとに潜在需要を聞くこととしている。Q10 - 2 や Q10 - 4 の設問を新設している部分がそれにあたる。

さらに Q11 と Q12 は子どもの放課後や休日の過ごし方についての設問で、県の共通項目以外の項目はない。Q13 - 1 から Q13 - 10 までが学童保育や保育サービスの需要についての設問で、県共通項目以外の部分は Q13 - 2 の最後にある「今後あて名のお子さんは子どもの家の利用日数を増やしたいと思いますか」という設問を新設

したこと、Q13 - 6の回答で ~ を選ばれた方に対してその右側でサービスを利用しなかった日数を尋ねている部分、それから Q13 - 7で利用していない理由を尋ねている部分、Q13 - 8の設問を新設、Q13 - 9の利用目的に「4 . 子どもの家や習い事等での送迎」という選択肢を追加した部分と、利用していない理由の選択肢を他の設問と揃え4 ~ 6を追加した部分、Q13 - 10の設問そのものを新設したことである。

最後に Q14 - 1以降は次世代育成支援のあり方についての設問で、県共通項目以外の項目はない。

続いて資料4が25~40歳用の世帯用で、前回5年前のニーズ調査では就学前児童と就学児童の2種類の他に、さらに3種類の対象を設定していたが、今回はその中の未婚者を対象とした調査、成人式会場での調査は行わず、この年代のさらに夫婦二人だけの世帯を対象とした。

この調査票は、本来はお子さんがいない世帯を対象としたかったが、抽出がなかなか正確にできないことが予想されるために設問の中で調整している。

Q1からQ5までが家族類型のための設問で、Q6からQ7 - 4までが夫婦の就労状況や、就労希望等についての設問になっている。Q8はまた家族類型のための設問で、Q9からQ11までが子育てについての考え方に関する設問となっている。Q12以降は前回の40歳代50歳代への調査項目と同様の項目として設定している。

続いて資料6はニーズ調査に関する日程表で、この協議会でのご意見やご指摘を踏まえ、調査項目を精査した後、今月の21日には調査委託の入札を公表し、来月の6日に競争入札を行う予定である。また、広報かまくら2月15日号ではニーズ調査実施に関する記事を掲載しようと考えている。

委員長・・・ かなり日程的には詰まっている。それから対象となった市民の方が答えるのに、結構な量になっていると思う。鎌倉市独自の項目を少し付け加える余地はあるということなので、こんなことを是非鎌倉としては聞いてみたいということがあれば、就学前、就学後それから25歳~40歳の方のところでご意見をいただきたい。もう一点、今少し駆け足でしたが調査票の説明があった。ここの意味が分からないとか、あるいは答えにくいとか、そんな点があったらご指摘いただきたい。

宮内委員・・・ 就学前児童、資料2の一番最後のQ15に「子育てをされていて特に困ること、困ったことは」とあるが、その中で7番目に「周囲の人が子ども連れを温かい目で見てくれないこと」とある。

前の次世代の会議に、お子さんをマンションで育てていらっしゃる方がいて、「住んでいるマンションで、自分が孤立している。周りに高齢の方がいて、子どもがうるさいということで冷たい目で見られる」とか、「苦情を言われた」とか、そういう発言があった。たまたま外出した時とかに温かい目で見てくれないのか、それとも住んでいる場所で、鎌倉市でも小規模なマンションが増えているので、静かに鎌倉で暮らしたいと思って越してきた方と、子育て世代の方と、住む意識が違っている方達が同じマンションに住んでいた場合、こういう設問で意見が吸い上げられるかどうか、少し

気になった。

住宅環境について、マンションにお住まいの方は結構上下の音が響くということで、私の知っている方も部屋に布団を敷き詰めて、子どもがトントンしたりしている音を和らげているとか、そのような苦勞をされている方がいる。その辺のご苦勞をこの設問で、子育てをしている時に困ったこととかを拾い上げられるかということ、ちょっと工夫が必要かなと思った。

委員長・・・ 子どもがトントンするということでは就学児童以上では、もっと音が大きくなる。それで前回調査とこの項目変わっていないが、前回の調査の結果等も勘案して、事務局の方で何かコメントはあるか。

事務局・・・ 前回と設問項目は変わっていないが、もう一度前回の自由記入欄などを確認して、ご指摘のマンションでの音に気遣いをしているというような部分が読み取れる表現を考えてみたい。

委員長・・・ これは次世代の方の質問項目と変わっていないですね。宮内委員のおっしゃることはよく分かり、よく下の方からクレームが来ると聞く。他はいかがか。

岡田委員・・・ 就学児童用の13ページ、13-4に、「放課後子ども教室を利用したいと思いますか」という設問があるが、子どもの家を利用したいかという設問は充実して設けていただいているが、どちらかということ就労されてないご家庭にとっては、近隣の都市では子ども教室とか、子どもの小学校解放ということが進んでいることもあって、学校で子どもを遊ばせたいというのもあると思うので、この設問を膨らませる必要があると思う。

例えば、「もしご自分の学区で放課後子ども教室があれば利用したいと思いますか」とか、あるいは「放課後子ども教室を開設して欲しいと思いますか」とか、そういった方向でニーズを汲み取った方がいい。

委員長・・・ 事務局、いかが。子ども教室自体は鎌倉にあるか。

事務局・・・ 一箇所だけあるが、ご指摘のように、もう少し選択する幅を広げ、希望するという部分を聞いていくように、表現を直す。

委員長・・・ 今の関連で岡田委員は、他に選択肢の幅としてはあるか。最近子ども会等はどうなっているのか。

岡田委員・・・ 長男が2年生なのだが、私どもの小学校は子どもが自由に行けるが、場所によっては親と一緒にないと放課後遊びに行けないというような、それは防犯上仕方ないと思うが、そういう学校も近所にある。

そうすると実質、高学年の子にずっと親が付いて回るのかというような問題もあるので、子どもの家も1つの選択肢ですし、やはり球技をしたい子どもにとって安心して球技ができる場所というのは、今は小学校というのが一番具体的な候補として挙がるので、小学校ということといろんな他の、私の周りにはないので想像がつかないが、他にも子どもを遊ばせたい場所という選択肢を入れれば、いろいろな知恵が集まるのではないかと思う。

委員長・・・ 鎌倉市は、文部科学省系列で学校の全児童対策をどうしているか。要するに登録しないで全児童を放課後に学校に置いておくというのは国の方で進めているが、鎌倉市はまだ始めていないのか。

教育センター所長・・・ 私の知っている限りでは、全部の学校がそうという決まりはない。学校によって放課後4時ぐらいまで、夏冬で時間帯は差異があるかと思うが、一回帰った後、遊びに来ていいよという学校もある。それから5時間目なり6時間目まで勉強して、その後引き続き残る場合についても、何時まではいいですよ、という学校もあることはある。ただ、その場合はかなり、今こういう時代だから担任と親御さんとの間に関係を持ちながら、この子は今日残る、この子はすぐに帰らなければいけない、そういったやりとりをして子どもが遊べる場所と時間を提供しているという状況である。それが市内の小学校のどれぐらいか、ということについては把握していない。

委員長・・・ 国の施策としては地域の方達の協力を得ながら、子ども達全員、残りたい子どもは残っていいという形でやる事業が始まっている。実態調査ではなくてニーズ調査なので、他の自治体のことを調べていただいて、そういうのがあったら利用したいかどうかという、岡田委員のご指摘に関連して、あってもいいのかと思う。

平野委員・・・ 私も同じ設問で引っ掛かったが、これは子どもの家を利用している方に対する設問なのか、それとも全ての方に対する設問なのか、というのがよく分かりかねた。

もし全員に対する設問であれば、やはり岡田委員と全く同じで、これだと今4年生は子どもの家を利用できるのか、おなり子どもの家は1年から3年というのがあったような気がするが、4年生以降の放課後の過ごし方で子どもの家を新たに利用できるようにしたい、ということであるのか、全てのものが放課後も子どもに何らかのことをやらせるというような選択肢になっている。

今、子ども達に聞いてみると、もう4年ぐらいになると子どもの家は利用したくないという子が多い。それから、この前新聞の記事に載っていたのは、放課後子ども教室ができたが、それがやはりお勉強的なものに内容が偏ってしまうということで、学校が終わってまでそういうことをやりたくない、という子達はそこから弾き出されてしまうということを読んだ。

それから、クラブ活動、習い事、結局何かをやらせるということであって、ただ何もしたくない、球技をしたい、あるいは皆でくつろぎたい、そういう子どもが利用す



る場所がここにはないということが気になった。

事務局・・・ 11 ページで平日の放課後の過ごし方について確認し、Q13 - 1 が子どもの家の利用について尋ねる部分。そして 13 ページ、Q13 - 4 は放課後子ども教室について尋ねる部分、という構成になっているが、いずれにしても、どちらかを利用されているという前提で聞いているので、子どもの家を利用していらっしゃる方について、引き続き 13 - 4 でお聞きするという意識では作っていない。

委員長・・・ そうすると今の岡田委員、平野委員のご指摘で言うと、この他にも子どもの居場所として、特に小学校というお話も出てきて、放課後子ども教室とは違うが全国的に行われているようなものもあったので、放課後子どもがどこに居るのかという希望について、友達を呼んで、家で安全に過ごさせたい等というのものもあるかもしれないが、幾つかそういうものがあるといい。調査項目を膨らませるのか、1つ起こすのかは事務局に任せる。

事務局・・・ 先程 11 ページで申し上げた、Q11、12 の部分で平日の放課後や休みの過ごし方の実態を確認し、この後に、本来どうして過ごすのが望ましいのかという部分を付け加えて、13 - 4 との関連については整理する。

大島委員・・・ 内容ではないが、資料 1 の「調査対象」で、就学前児童の保護者の方と就学児童の保護者の方ということで、それぞれ 1,700 ~ 1,800 人ずつぐらいということだが、両方のお子さんがいらっしゃる保護者の方に無作為抽出すると、お兄ちゃんと妹さんのところに 1 通ずつ行ってしまうようなことがないのかということ。

それからお子さんのいらっしゃらない世帯に限定できないということで、その中で同じアンケートが、極端に言えば 3 通行ってしまうようなことはないのか、という心配が 1 つ。

それから、お子さんがいらっしゃらない世帯を全体で 400 しか送らない中から、お子さんがいらっしゃる世帯が入ってしまうと、そのお子さんのいらっしゃらない世帯に対するアンケート調査の全体の総数が凄く少なくなってしまうのか、ということについてお伺いしたい。

事務局・・・ まず、調査対象の抽出については、1 について調査対象を 1,700 ぐらい先に抽出する。次に 2 を抽出する段階で、1 で含まれている世帯については除外しているので、未就学と就学のお子さんを両方お持ちのご家庭に、アンケートが 2 種類行くということはないように考えている。

さらに 3 番目、25 歳から 40 歳も就学や未就学で抽出したものを除いてということなので、この調査票が他の調査票と同じ世帯に届くということはないようにできると考えている。

ただ、ご指摘のように、それぞれ就学前、就学を 1,700 としても 600 しかお子さ

んがないと思われる世帯に対する調査票が送れないので、その部分でどれだけ実際にお子さんのいらっしゃる方の回答が得られるかというのは、私どもの方も想定ができない。その 400～600 の中で、具体的には住民票で年代を切り、夫婦しかいらっしゃる世帯を抽出するつもりでいるので、その中で何とか集計に足るような数が返していただけるのではないかと期待している。

大島委員・・・ F2の質問、内容は分かったが、最初読んだ時に、設問としては「お子さんが誰と同居しているのか」ということと「お近くに親族の方で誰が住んでいるのか」という質問だと思うが、パッと読んだ時に何を聞かれているのか一瞬分からなくて、この質問でもうこの後読むのをやめてしまおうかなと思ってしまった。

特に「お近くにお住まいの方（概ね 30 分以内で行き来できる）の状況」とか、普通だと逆転した方が分かりやすい。あと「該当する全てに」というのも、一緒に住んでいるとか近くにいるとか聞いているのだろうが、該当するとは何なのだとちょっと分かりにくかったので、一考いただきたい。

委員長・・・ ありがとうございます。市民感覚で見ていただいた方が答えやすい。結局どうしてもニーズ調査は、直営のサービスのニーズ調査になるが、子育てグループなんかで参加していくようなニーズというのがあって、それは鎌倉市も間接的に場所の提供だとか運営費の補助だとか、そういう形では関与できると思う。ベビーシッターとかつどいの広場までは出てくるが、自主的な親達の集まりみたいのところへの参加の度合いなどや、そういうものをもっと広げていきたいとかというような設問が出ていないが、どうか。

平野委員・・・ 多くの方を対象にするニーズ調査なので、しょうがないのかなと思っていたが、どうしてもエンゼルプランのようなものを引きずっているような気がする。

数値的に出しやすい部分からやられている。でもその上に国やら県やらがあるわけですから、しょうがないのではないかと思いつつ見ていた。

実際、全然違う話だが、今回の派遣村の話でも、実際に支えているのは民間の方という場合が凄く大きい。私の周りには特にそういう方がたくさんいるので、そんな中で皆どういうふうにご利用されているのとか、どんな気持ち、こんなふうになってくれたらなという希望があるのかな、なんていうのも考えなくはない。

委員長・・・ 普及に関する調査はあるが、取れると「それで良し」になってしまい、取ったその後の 1 年とか 2 年が結構大変なところがある。そのニーズを調査してみようかなと思うので、事務局でその辺を考えてもらう。

平野委員・・・ 就学児の 8 ページ、Q5 のような「家庭でお子さんに命の大切さを教える工夫をしていますか」とか、こういう設問には何て答えていいのかわからない。しかもその前にテレビ・ビデオ・コンピューターゲームの問題が並んで来て、その次に命の大切さ

と来ると、何かこうゲームをやってはいけないような、そういうことを言っているのではないかと。その下のQ8の「あなたの家は子育てするには十分な広さや間取りだとか思いますか」だとか、充分だと思ふ人は充分だろうし、いくら広くても足りない人は足りないだろうな、なんて、設問の内容がいまいち把握できないようなものが幾つかあるとは思っていた。でもそれは市が考えたのではなく、その上の計画があるという部分で仕方がないのかなと思ってきたが、この辺の表現は何とかならないかなと思った。

委員長・・・ Q4 - 3というのは県の設問を追加しているところだ。神奈川県は日本で初めて暴力性を伴ったテレビゲームに制限をかけたということで、こういう設問が入っているのかと思う。一般的なテレビゲームには残虐性や暴力性は付いているので。命の大切さは確かに、そう聞かれても困るかもしれない。これは事務局、例えばQ4 - 3、5辺りで何かコメントはあるか。

事務局・・・ 委員長の発言どおり県が追加している項目で、結局Q4 - 3で出ているように、今のバーチャルというか、ゲームの中で人を殺しているのは現実と見境が付かないとかという部分を踏まえて、Q4 - 3でそういう部分で気になることがあるかと聞いた上で、実際に現実の中で、というような設定になっていると理解しており、県の項目をそのままとしている。

委員長・・・ Q4 - 3はこれで気になるということであれば、ニーズとしてはそういうものを規制すべきだというのが出てくると思うが、Q5はどうするのか。これは行政として命の大切さを教えるような教育だとか教示をするということになるのか。後期計画策定する時の指標になるのか。

事務局・・・ 具体的にこれで指標がどうこうというのはないと思うが、例えばこの工夫されている具体例とか、3のどうしていいかわからないとか、そういう答えが多ければ、それなりに、いろいろなところでの啓発とかに努めていくということになると思う。

兵藤委員・・・ やはりこういうゲームのQ4 - 3が出てきたというのは、子ども達がかかなり長い時間ゲームをやっているということから出てきていると思う。放課後の児童が外で遊んでいないということがかなり問題になっている。何人かで遊んでいても結局一人ずつ皆がゲームをやるのを順番に待っているようなところがある。またかなり暴力的なシーンが多いという問題がある。

それから今、いろいろ痛ましい事件が結構ある。その中で命の大切さということが出てきて、小学校でも道徳ではかなり命の大切さということで扱っている。

人の痛みを自分の痛みとして感じ取れないという、そこが大きな問題になっているので、日々取り組んでいる。そういうことから、こういう設問が出てきたのかな、と感じている。

よく保護者の皆さんから「先生、動物飼ったらどうですか」とか、「飼育しながら子どもが命の大切さというものを学び取って欲しいのですけれども」ということもよく聞かれている。

委員長・・・ 他はいかがか。資料4の5ページの問9と問10というのがよく分からない。これは前回の調査にもあるか。通常、理想は何人で、今現在何人実際子どもがいるかという聞き方になると思う。

事務局・・・ ご指摘のように、前回の調査では10番目の設問は、何人いるか、としている。

委員長・・・ 理想的な子どもの人数と聞かれたら自分で何人欲しいかと思っていて、一般論としての理想と、自分に引き付けての答えをしてくれるのか。あるいは自分にとって理想と、欲しいというのは違っていいのか、うんと悩めば答えられないこともないと思うのだけれども、どこがどう違うのかと悩むと思う。

事務局・・・ 資料2、資料3、就学児童・就学前児童の方では、この10番目の設問については、持つつもりと、理想は何人かという聞き方をしているので、それに合わせてこの資料4の方も「持ちたい」ではなくて「持つつもり」に直す。

副委員長・・・ 県の方でこの問いを作った理由というのは、国の国立社会保障研究所という所で、同様の問いを作ったものを経年的にやった調査がある。それと比較ができるように県は作ったと思うので、それと比較できる言葉にした方がいいと思う。

鈴木委員・・・ 資料2の就学前児童用のニーズ調査票のQ10-2とQ11のファミリーサポートセンターと子ども会館等の利用について、設問は、使っているか、いないかの2つに分かれているが、私の周りには使っているけども使いたくない、システム的にあやふやで使いたくないという方が結構多かったです。

使っている、いないだけでなく、できればこれからも使いたいと思いますか、という質問を設けていただくと、またそこでの詳しいニーズが分かるかと思う。

委員長・・・ 使っている方についての評価、今後の利用希望、使い勝手が悪いとか、設備があまり良くないとか、そういうことは確かに必要かと思う。レイアウトの工夫なり、答えた方はこっち、と矢印を出すのもいいし、何かうまくできるといいと思う。このままでは、使っていると「それでよし」となってしまう、使っている方がどう改善してもらいたいかという意向が聞けていない。事務局いかがか。

事務局・・・ 事務局としては、現在使っている方の改善要望を汲み取るような形では考えていなかったが、今のご指摘を受け、項目的に現在でもかなり質問数が多くなっている中で、満足しているとか、こういう点を要望するとか、という言葉だけでも入れられるよう

に検討する。

委員長・・・ 現に使っている方が、それはそれで一番ニーズがある方なので、どう改善して欲しいかというのは大切なところだ。他いかがか。これはいらぬのではないかというが出てくると、少し項目が減るのだが、なかなかそうはいかないか。

副委員長・・・ 質問の選択肢の意味が伝わりにくい項目が幾つかあると思う。代表的なものとして、資料2のF3-1という項目で、選択肢の3というのを増やしたという説明があった。3には「両親で分担」と書いてあるが、この3の選択肢というのは1と2の内容を部分的に含んでいる可能性があるのではないかなと思う。

3のニュアンスを「ほぼ同じ」という意味合いの言葉に変えることはできないかなと考えた。現状だと1、2に回答すべき人が3を選ぶ可能性が高いだろうというのが一つ。

二点目として3の趣旨は10対9で分担していることを意味しているのではなくて、5対5に限りなく近い、ほぼ同様ということで、選んで欲しい人を3に選択肢を作っていると思うので、例えば、父親と母親でほぼ同じとか、同様にとかいう言葉にすれば新しく選択肢を増やした意味が出てくるのではないかなと思う。他にも幾つかあるが、それはもう1回検討して、増やしたところは慎重にやっていただいた方がいいと思う。

事務局・・・ 正にここを増やした理由は半々で、どちらかに偏ってないという方に印を付けていただきたいという趣旨なので、ご指摘のように修正させていただきたいと思う。

委員長・・・ 議論しているとどんどん増やしたくなるのはよく分かる。事務局が回答しても20分ぐらいかかると言っていたので、あまり子育てされている方に時間的な負担をかけたも、回収率が落ちてしまう。さっきの大島委員のように途中で嫌になってやめたくてしまうのは困るので、それなりに数とかも抑えていかなければいけない。

それでは、今日出していただいたご意見を事務局の方で勘案して、後は業者と調整をしていただくということでよろしいかと思う。

それでは次第2、次世代育成支援対策に関連した情報について、に進みたいと思う。

## 2. 次世代育成支援対策に関連した情報について

事務局・・・ < 児童福祉法等の一部を改正する法律について 資料8、9の説明 >

委員長・・・ ここからはアンケート調査を離れて、正に次世代育成支援の対策ということで、この法改正を受けて鎌倉市がどうしていくか、というようなこともあろうかと思うし、一般事業主ということでは大島委員も関係が出てくると思う。これについてご質問、ご意見があれば伺いたい。

これは、もちろん法律上位置付けられたということがイコール実施義務ではない、

ということはよく分かっているが、その上でまだ鎌倉市が取り組んでいない事業が幾つか挙がっている。そのことについて今後、鎌倉として方針をお持ちなのか、あるいは現在はそこまで検討していないのかということについて、何かご説明があればお願いする。

事務局・・・ここに掲げられているもの一つ一つについて、鎌倉市で具体的に何年度までにどうしようという計画は、今は持っていない。もちろん、このニーズ調査を踏まえて、さらに後期の行動計画を策定していく中で必要性を判断して、さらには鎌倉市全体の実施計画での事業の採択状況なども勘案しながらこれから考えていきたい。

委員長・・・保育ニーズが一定以上出てきた時に、この家庭的保育をどうするかとか、あるいは先ほど少し出た子育て支援グループなどニーズが出てくると、地域子育て支援の拠点事業等をどうするか、といったところを後期計画で議論しないといけない。もう横浜あたりは先にこの拠点事業を民間のNPOに委託して始めている。何かご意見等があれば伺いたい。

平野委員・・・この里親制度というものがよく分かっていないので、せっくなので養子縁組を前提としていたのが今までの里親制度だと思うが、この養育里親というのはどういったことになるのかを伺いたい。

委員長・・・基本的に里親というのは、本来養子縁組を前提としていないが、ただ一般的には将来的には養子縁組をしたい、という方が今までは里親に登録をされていたということがあって、実際あまり登録されている里親さんと比較して、委託を受けている里親さんというのが、半分を超えないような状況が各自治体で続いているかと思う。これを、もう分けて考えて、社会的な子育てを施設と並んで自分達とするのだ、という方達を養育里親と位置付けて、そういった方達についてサポートすると同時に、法律が通ったので、里親手当を増額して、社会的な仕事として里親になっていただくような方達を開拓していこう、その人達を養育里親と位置付けている形です。すでに東京都は養育里親という言葉を使ってこの制度を実施している。

富田委員・・・資料9の「イメージ」のところ、乳児家庭全戸訪問事業とあるが、完全実施ができるのか、今、既に何割くらい実施されているのか、お伺いしたい。その「養育についての相談」という窓口はどこにできるのか。

それから、一番下の家庭的保育事業のところ「家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定めるもの)」と書いてあるが、鎌倉市でこういう研修を行うのかどうか、その3点を教えていただきたい。

市民健康課長・・・全戸訪問事業については、制度として19年度から始まった「こんにちは赤ちゃん事業」、生後4か月までに全戸訪問をとという事業だが、私どもの実施している中では、

確かに第一子の場合とはかくとして、第二子以降になると、受ける側が「もう、いいわよ」というような感覚の親御さんも実際はいらっしゃる。人員不足ということもあるが、全戸、必ず第一子第二子に関係なく生後4か月までのご家庭には訪問するというにはなっていないという現状は確かにある。

それからもう一つは養育問題だが、養育家庭の関係についてはいわゆる助産師や保健師の訪問というのは市民健康課が担当し、日常的な生活支援、ヘルパー等の支援はこども相談課で所管して実施している。

こども相談課長・・・ 相談窓口については、こども部のこども相談課、それから健康福祉部の方の市民健康課、両方で連携しているので、どちらに相談いただいても連携して、いろいろと支援を考えさせていただいている。

保育課長・・・ 家庭的保育事業については、現在、「保育ママ」という呼び名で川崎、横浜では実施されているが、鎌倉では数年前に一箇所実施されていた。

保育ママ制度は0歳から2歳くらいの乳児を対象にした保育所に代わるシステムとして自宅で保育をする制度である。今の制度では資格を持った方にやっていただくことになっていて、自宅の面積だとか、いろいろな要件があり、そういったものが広まっていないというのが現実としてある。実際どういう形だったら導入が進むか、この年代の保育事業のニーズというのが非常に多くなっている、今検討を進めているところである。

その検討の中で、この研修制度もどのように取り入れられるかというのを今検討しており、できるだけ今年の夏頃までに方向性を出せるように検討を進めている。

富田委員・・・ ちょっと質問の趣旨が違うのだが、国が打ち出した形として、家庭的保育者を準保育士という形で一定の研修をさせて資格を付与する、そしてそれを家庭的保育とか公共の施設等でやらせる。全国的にそれをして将来は家庭で何人かの子どもたちを保育する制度にしたいというような話だが、実は保育士は国家資格になってまだ間がないところで、極めてそれが矛盾が多いのではないかと、という話になって、とりわけ保育の3つの団体等では、準保育士という制度は作らないようにという要望をしている。

厚生労働省もトーンダウンというか、今はまったくそういうことを言っていないという状態なのだが、あえて鎌倉市がそういう研修制度を導入するのか、その辺を伺いたい。

保育課長・・・ 具体的に研修をどうするかというのはまだ検討の段階である。保育ママ制度自体が民間の方にやっていただくものだが、市として推進していく中で、保育所と同じように捉えられてしまう、といった課題や、家庭で見えていただく資格を持った保育士さんが病気の時に、その代替えをどうするかとか、課題がいろいろあり、その辺を整理した中で、受け皿となつていただく方の研修をどうするか、やはり資格がな

ければだめだという結論が出るかもしれない。今後、それも含めて検討を進めたい。

委員長・・・ 現在の条例では保育士という資格が要件になっている。ではその他厚生労働省令で定めるもの、というのを鎌倉市ではどうするかについては、今はまだ方向性を持っていない、ということか。

保育課長・・・ はい。

宮内委員・・・ 不勉強で申し訳ないが、資料9の児童福祉法の改正の3番に要保護児童対策地域協議会とあるが、鎌倉市にはこの協議会はあるのか。

こども相談課長・・・ 平成17年度から、一義的な窓口は市町村が担わなければいけないようになった。鎌倉市も4月からそのような窓口を開設して、協議会、関係機関、それから関係課で代表者会議、実務者会議、関係者のケース会議というような三層構造の働きを持った協議会を平成17年7月から持っている。松原先生に代表者会議のスーパーバイザーをお願いしている。

宮内委員・・・ 今まで何回くらいやって、どういう児童が対象になっているか。私どもは障害児の親の会だが、割と障害児は育てにくいので、虐待というのではないが、やっぱりお母さん方がとても育てにくい子で、コミュニケーションが取れなかったりとかいろいろあることがあって、ちょっと暮れにも心配なお母さんがいて、お正月中も電話で連絡を取って様子を見ているというような状況もあったりする。そういう方もここに該当するのかということを確認したかった。

こども相談課長・・・ 障害の方のことだが、お母さん方が、大変個性的なお子さんに対して、育てにくいとかでパンパンになっているような状態、そのようなお母さんが自ら相談にいらっしやったり、それから近所から、お母さんが大変悩まれてお子さんをなかなか育てにくいですよ、というような相談を受けている。その後、その受けた相談に対して、より支援が必要か、実際、支援をどうしたらいいのかという会議を持っている。

平野委員・・・ 資料9の「イメージ」の3番の地域子育て支援拠点事業だが、今、鎌倉市ではどういった施設がこれに当たるのか、今後増やしていく可能性があるのかということについて伺いたい。

こどもみらい課長・・・ 地域子育て支援拠点事業は、内容的には乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うというもので、つどいの広場や子育て支援センターが該当する。



委員長・・・ 常設で週5日なり6日開いている、という形が拠点になるとすると鎌倉だとどこか。

こどもみらい課長・・・ つどいの広場が、今2か所開設していて、週5日、1日5時間以上、あと子育て支援センターは土日除いて常時開いている。

富田委員・・・ 今のところの、文章表現のところではちょっとよく分からないので教えて欲しいのだが、乳児又は乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う、というのは、乳幼児と保護者が交流するのか、乳幼児の保護者同士が交流するのか、どちらなのか。

委員長・・・ 親子で来るというのが前提になっている場所だということだが、幼児さん同士の交流もあるかもしれない。

富田委員・・・ 子どもを含めた保護者同士という意味ですね。

委員長・・・ 今日の作業を確認するが、資料の2、3、4について、幾つかのご提案をいただいたので、あとは事務局に任せることにしたい。

資料6で全体の流れを確認した。我々の段階でいうと、おそらく年度が明けて結果が出てきてから、後期計画にどう反映させていくのかを来年度に議論していくことになると思う。

また、児童福祉法あるいは次世代育成支援対策推進法の改正があったので、そのことについてご質問、ご意見をいただいた。おそらくこれも部分的には後期行動計画に関わることかなと、感じている。議事次第にその他があるが、事務局の方で何かあるか。

### 次第3 その他

事務局・・・ その他については、今後この協議会、先ほど委員長からお話をいただいたが、ニーズ調査に関してはご説明したとおりの日程で進めさせていただく。その他に例年の通りプラン推進取組等のご報告、あるいは今回のニーズ調査の結果を踏まえた特定事業にかかる目標事業量の案、さらにはきらきら白書の案につきましても来年度の早い時期に協議会を開催させていただこうと思っているので、よろしく願います。

それからもう一点、今日いただいたご意見について、事務局で修正するが、その修正内容については委員長に一任させていただくということで各委員さんにはご了解をお願いします。

委員長・・・ また次年度は、22年度以降の計画を立てていく大切な年になるので、ぜひ皆様方にご意見を伺いたいと思う。鎌倉らしい次世代育成支援計画を作りましょう。今日はこれでお開きにしたいと思う。発言されていない委員の方で最後何かあればご意

見等を伺いたい。

鈴木委員・・・ 一点だけ、資料9について、乳幼児の家庭全戸訪問事業とあるが、今も実施されていて私も2回ぐらい受けたことがあるが、保育士さんが個々に、初産なり経産婦さんなり、出産された方を訪問して、赤ちゃんの様子やお母さんのメンタル等お話ししたり助言して下さったりする。

これは保育士さんに何かマニュアル的なものとか、流れというかそういうものがあるのか。受けた立場で、人によって対応が違ったりしていた。とても丁寧にメンタル的なこともゆっくり落ち着いてお話をして下さる方もいれば、もう体重と子どもの様子だけ見て、あとは次があるからさよならと帰られる方もいらした。

こちらの方からお電話をして、話をしたいと言ったにもかかわらず帰られてしまったので、やっぱりお母さんが電話をしてまで来て欲しいと言っている方に関しては時間をゆっくり取って、もう少し助言なり援助なりをしていただければと、切に思ったので一応こちらで発言させていただいた。

市民健康課長・・・ 所管の課長として、大変申し訳なく思う。「こんにちは赤ちゃん事業」という名称でやっているが、保育士ではなく、今は助産師と保健師で対応している。全戸訪問して、そこでまたいろいろ育児上の課題を抱えていらっしゃるお母さん、お父さん方に対しては引き続き支援をしていくというための制度だが、体重と身長を測っただけで帰る、ということではどうしようもないので、もう一度、中でも研修とか、意識を変えていかなければならないと感じている。大変申し訳ございませんでした。

委員長・・・ 他いかがですか。それでは、議論が十分深まったと思うので、今日は閉会します。ありがとうございました。